

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

■人口の推移、人口構造

令和5年3月31日時点において、白浜町の人口は20,366人で、昭和50年の26,617人のピーク時と比べ、6,251人(23.4%)の減少となり、従来から若年層を中心として人口減少が続いている。65歳以上の高齢者の人口比率は7,808人で、38.3%と全国平均よりも高い数字となっており、生産年齢人口比率は10,700人で全国平均よりも低い52.5%である。今後も人口の減少や高齢化の進行は続くものと予想される。

■産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年度実施の国勢調査より、産業別の就業人口比率は、第3次産業が73.9%を占め、平成25年度に行った「白浜町観光産業経済効果実態調査」では、町内全産業の観光依存度は43.1%との推計が出されており、観光関連産業のウェイトが極めて大きい状況となっている。しかし、ライフスタイルの多様化、車社会や情報社会の進展等により、白浜温泉の中心街にあっても空き店舗の増加が目立つ状況にある。また、農林水産分野では従事者の高齢化や後継者不足等厳しい状況にある。

そうした中、本町の中小企業においても、少子高齢化や労働人口の減少等による労働力不足に加えて、所有設備の老朽化といった課題があり、厳しい状況に置かれている。

(2) 目標

本計画の策定により、生産性の高い先端設備等を導入し、生産性の向上、経営改革に取り組んでいけるよう計画期間中の先端設備等導入計画の認定件数の目標を5件とし、地域産業の活性化を図ることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、本町の全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月12日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税滞納者及び町税未申告者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。